

令和7年度版

図書館年報



川西市立中央図書館

目 次

1 沿革	1 ~ 6
2 施設	7 ~ 8
3 組織	9
4 業務	10
5 図書館協議会	11
6 予算・決算	11
7 図書館資料	
(1)蔵書数	12
(2)分類別蔵書数	12 ~ 13
(3)新聞・雑誌	13
(4)雑誌タイトル	14
8 利用状況	
(1)登録者数	15
(2)貸出者数	16
(3)貸出冊数	16
(4)ベストリーダー	17
9 各種サービス	
(1)予約リクエスト	18
(2)レファレンス	18
(3)相互貸借	18
(4)資料複写	19
(5)情報検索システム	19
(6)障がい者サービス	19
(7)団体貸出	19
(8)公民館図書室への配送	19
(9)登録グループ	20
(10)ボランティアグループ	20
10 電子図書館	
(1)利用状況	21
(2)蔵書数	21
11 年間行事等	
(1)定期集会活動	22
(2)展示等	22
(3)リサイクル展	22
(4)児童サービス	22
(5)障がい者サービス	23
(6)見学・実習	23
(7)子どもの読書活動推進協議会主催講座等	23
川西市立図書館の設置及び管理に関する条例	24
川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則	27
川西市立中央図書館公衆無線 L A N (Wi - Fi) サービス利用規約	37

1 沿革

昭和55年

1月 川西市の図書館建設に伴う基本調査を委託

56年

3月 「川西市の図書館建設基本構想にかかる調査研究について」の報告書が完成

58年

1月 移動図書館「ともしび」が11か所のステーションに運行開始

59年

4月 移動図書館が「鶯台自治会館」に巡回開始

5月 移動図書館「清和台センターモール駐車場」廃止

60年

4月 移動図書館が「満願寺」に巡回開始

63年

5月 移動図書館「西友多田店前駐車場」廃止

6月 移動図書館が「北陵集会所」に巡回開始

平成 2年

4月 図書館開設準備室を設置

5月 移動図書館「明峰小学校正門前」廃止

12月 「川西市立図書館設置条例」公布

3年

2月 「川西市立図書館設置条例施行規則」公布

3月 移動図書館「川西農協久代分室駐車場」「鴨神社境内」「川西小学校校庭」「JR川西池田駅前」「川西市役所駐車場」廃止

4月12日 川西市立中央図書館開館

市内7公民館図書室と専用回線のコンピュータ・オンラインで相互貸借を開始

5月 移動図書館が「東久代馬入公園」「多田浄水場前」「けやき坂自治会館」「老人福祉センター」「一庫社務所横」「美山台案内所駐車場」に巡回開始

8月 移動図書館「湯山台団地入口」廃止

9月 移動図書館が「藤ヶ丘第3公園」「西多田自治会館」に巡回開始

10月 「川西市立図書館設置条例施行規則」一部改正

阪神地区公共図書館の広域利用開始

4年

4月 移動図書館が「東畦野公民館」「大和第3自治会館」に巡回開始

10月 移動図書館「多田浄水場前」廃止

11月 移動図書館が「トウカエデ公園」に巡回開始

5年

1月 移動図書館第2代「ともしび」が新規改造して運行開始

- 3月 「川西市立図書館設置条例施行規則」一部改正
- 6月 土・日曜日の開館時間を午前10時から午後5時までに変更
- 6年
- 3月 移動図書館「大和第1自治会館」廃止
- 4月 移動図書館が「大和第2自治会館」に巡回開始
- 7年
- 1月17日の兵庫県南部地震で被災のため26日まで休館**
- 3月 「川西市立図書館設置条例施行規則」一部改正
- 4月 移動図書館が「久代」「南野坂」「丸山台」の仮設住宅に巡回開始
- 9月 兵庫県南部地震で被災した天井修理のため25日から30日まで休館
- 8年
- 2月 移動図書館「播安酒販駐車場」廃止
- 9年
- 1月 移動図書館が「県営川西東多田団地」「多田保育所」に巡回開始
- 2月 図書館コンピュータシステム「富士通ILIS/X-50」を「富士通ILIS/X-30」に移行するため21日から3月6日まで休館
公民館図書室とのコンピュータ・オンラインを専用回線からINSネット64に切替
- 10月 移動図書館「久代仮設住宅」「南野坂仮設住宅」「丸山台仮設住宅」廃止
- 11月 移動図書館が「石道児童公園」「県営けやき坂高層住宅」に巡回開始
- 10年
- 5月 移動図書館「けやき坂自治会館」「美山台案内所駐車場」廃止
けやき坂公民館・北陵公民館の図書室開室に伴う相互貸借を開始
- 9月 移動図書館が「西緑が丘はなさきもり公園」に巡回開始
- 11年
- 4月 市内公民館図書室が広域利用を開始
- 12年
- 4月 「川西市立図書館設置条例」「同施行規則」に施設使用管理規定を整備して「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例」「同施行規則」と改称
- 5月 米国ボーリンググリーン市との姉妹都市図書館交流の調印を締結
- 6月 米国ボーリンググリーン市との姉妹都市交流コーナーを開設
- 9月 移動図書館「一庫社務所横」廃止
- 10月 移動図書館が「一庫3丁目6」に巡回開始
- 14年
- 2月 図書館コンピュータシステムを「富士通iLiswing21/UX」に更新、移行作業のため14日から28日まで休館
- 3月 ホームページを開設
「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を一部改正し、貸出冊数枠を

- 6冊から8冊に拡充
- 4月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行に伴い、23日を開館して「子ども読書の日」記念事業を実施
- 15年
- 4月 大和サービスセンターで返却図書の受付を開始
- 7月 移動図書館が「満寿荘」に巡回開始
- 16年
- 3月 C D試聴サービスを廃止
- 7月 5階調査相談室にB P S(図書無断持ち出し防止装置)を設置
- 17年
- 3月 「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を廃止、新たに制定
- 7月 ビデオブースを廃止
- 4階フロアの書架を増設及び展示用本棚、新聞用書架、B P S(図書無断持ち出し防止装置)を設置
- 8月 「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を一部改正
- 12月 移動図書館「鳶台自治会館」廃止
- 18年
- 1月 移動図書館第3代「ともしび」が新規運行開始
- 移動図書館が「鳶の森第4公園」に巡回開始
- 19年
- 3月 図書館コンピュータシステムを「NECネクサソリューションズLiCSLIVRE」に更新、
移行作業のため2月15日から28日まで休館
- ホームページをリニューアル、モバイル用ホームページを新設、音声自動応答サービス
を開始
- 5月 情報検索用端末で、新聞記事(朝日)・官報の検索や近隣の公共図書館と県・阪神各市
町のホームページの閲覧が可能に
- 6月 「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を一部改正し、貸出冊数枠を
8冊から12冊に拡充
- 8月 図書館ホームページから貸出中資料の予約開始
- 公民館図書室で中央図書館の資料の予約開始
- 中央図書館・公民館図書室・大和行政センターのいずれでもC D・C D付図書・紙芝居
の返却が可能に
- 9月 「おはなしのくに」のうち0~2歳児対象の読み聞かせを月1回から2回へ拡充
- 11月 団体図書館カード交付団体に「団体貸出セットパック」貸出開始
- 20年
- 4月 祝日の開館を開始
- 団体貸出の冊数を100冊から200冊に拡充

- 「団体貸出セットパック」にリクエストパックを追加
- 7月 出張図書館事業を試行（出前通信の発刊・配付、出張展示・貸出）
- 9月 子ども読書サポートステップアップ講座を実施（～21年3月10回開催）
- 10月 点訳ボランティア養成講座を実施（～21年1月10回開催）
- 21年
- 2月 市立川西病院に図書館で不要になった資料を活用したリサイクル本コーナーを設置し、隔月での配送を開始
- 3月 移動図書館「ともしひ」の運行を3月31日をもって廃止
- 5月 図書館ホームページにデジタル資料室を開設
- 6月 地域振興コーナーを設置
図書館だより「ほっとHOT（PDF版）」を図書館ホームページに掲載
- 7月 児童書コーナーに大型絵本・大型紙芝居書架を設置
- 10月 インターネットからの予約を在架図書へ拡充
- 11月 情報検索用端末サービスの検索・閲覧範囲を拡充
- 22年
- 1月 図書館音訳ボランティアを対象にDAYS（デイジー）入門講座を実施（～2月5回実施）
- 2月 子ども図書館だより「コロボックル（PDF版）」を図書館ホームページに掲載
- 4月 国民読書年記念リレー展示を実施（全8回）
音訳サービスのDAYS化を開始
- 6月 視覚障がい者向けにデジタル録音図書再生機の貸出を開始
- 7月 一般書フロアに大活字本コーナーを設置し、大きな活字の本と点字本を置く
国民読書年記念バリアフリーDVD（日本語字幕付き）上映会の開催（11月に再上映）
- 12月 マルチメディアDAYS図書の施設貸出を開始
- 23年
- 4月 子どもの読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣より表彰
- 5月 マルチメディアDAYS図書の個人貸出を開始
- 11月 図書館開館20周年記念事業として、20周年ロゴ入りブックカバーや20周年記念誌の配布、記念講演会や記念バリアフリーDVD上映会等を実施
- 24年
- 5月 DAYS図書作成講座を実施（～5月28日5回開催）
- 10月 おはなしボランティア（読み聞かせ）養成講座を実施（～25年3月13日7回開催）
- 25年
- 2月 音声自動応答サービスを終了
- 3月 図書館コンピュータシステムを「NECネクサソリューションズLics-Res」に更新、移行作業のため2月15日から28日まで休館
ホームページ画面のレイアウト変更、ホームページの閲覧支援、パスワード登録・イ

- ンターネット予約を改良
- 4月 「まちづくり情報コーナー」を設置
- 8月 図書館来館者アンケートを実施
- 10月 点訳ボランティア養成講座（入門編）を実施（～2月6日10回開催）
おはなしボランティア（ストーリーテリング）養成講座を実施（～3月12日6回開催）
- 11月 自館作成のD A I S Y 図書第1号が完成（以降継続）
- 26年
- 7月 音訳ボランティア講座（音訳技術講習）を実施（年1回開催）以降継続
- 10月 おはなしボランティア（ステップアップ）養成講座を実施
(～27年3月13回開催)
- 12月 知的書評合戦ビブリオバトル・ブックコマーシャル開催
- 27年
- 1月 学校図書館応援プロジェクト開始
- 3月 「池田市・川西市公立図書館広域利用」試行開始
(川西市に在勤在学する人を除く池田市在住の人図書5冊まで/2週間)
- 9月 音訳ボランティア養成講座（入門講座）を実施（計15回開催）以後継続
- 11月 学校司書が選んだ本展開始
- 28年
- 2月 「川西市民が望む図書館像とは」（川西市図書館協議会意見書）提出
- 3月 「池田市・川西市公立図書館相互利用」に改め継続
- 29年
- 2月 点字ブロック改修
- 2月 館内放送機器改修
- 7月 夕刻からのイベント「ナイトライブラリー」（7月）、「かわにしぶっくらぶ」
(11月)開催
- 11月 「ぼくとわたしのえほんてちょう」配布
- 30年
- 1月 「川西市・豊能町図書館相互利用」開始
- 6月18日の大阪北部地震で被災のため、13日間休館・児童コーナーのみ39日間閉鎖
4階児童コーナー吹き抜け天井部分、照明等を改修
- 8月 図書館おはなしボランティアグループ「たんぽぽ」が川西市民賞りんどう賞を受賞
- 11月 1市2町図書館合同読書キャンペーン「通勤・通学に1冊の本を！」を実施
- 31年
- 3月 「本はともだちノート」を作成し、市内小学校1～3年生全員に配布
- 9月 「THE DIVERSITY CAFÉ」を実施
- 10月 音訳ボランティアとリスナーの交流会開催
- 12月 「アオハル！ブックフェス」を開催

令和2年

- 1月 リユースコーナー設置
- 3月 図書館コンピュータシステムを「NECネクサソリューションズLiCS-Re for SaaS」に更新、クラウドに変更。ホームページをリニューアル、スマートフォン用WEBサービスを新設。
3月7日よりコロナウイルス感染症対策のため、5月末まで全館臨時休館
- 4月 Webサービスに「My本棚」の機能追加
- 7月 出前講座「図書館の学校」実施（～11月4回実施）
- 8月 図書除菌機導入
「川西市電子図書館」開始
- 10月 読書週間行事でリーディングトラッカーとオリジナルブックカバーを配布

令和3年

- 1月 Webサービスに「返却お知らせメール」を導入
- 2月 公衆無線LAN（Wi-Fi）を導入
- 4月 図書館開館30周年記念事業として、児童書『川西むかしむかし』を出版・公開、30周年記念ロゴ入りクリアファイルを配布
- 10月 高齢者向けにスマートフォンの使い方講習を実施（介護保険課と共に）
- 11月 図書館開館30周年記念事業として、『川西むかしむかし』原画展、関連講座を実施

令和4年

- 2月 エレベーター改修
- 8月 電子図書館の学校連携を開始 市内小・中・養護学校の児童・生徒へID配布

令和5年

- 3月 館内北側利用者閲覧用ソファの撤去 椅子を設置
- 11月 置き型授乳室を設置

令和6年

- 3月 セルフ貸出機導入
館内雑誌前利用者閲覧用ソファの撤去 椅子を設置
- 4階男性トイレ改修工事 床の改修・ベビーチェアを設置
- 5月 5階調査相談室の開室時間を17時までに変更

令和7年

- 1月16日19時閉館後 5階調査相談室の天井より水漏れ事故発生
1月17日～23日まで6日間休館（1/21(火)は定休日のため除く）
- 3月24日 アステ全体の電気系統に異常発生し停電。14時で閉館。

2 施 設

(1)概 要

名 称：川西市立中央図書館

所 在 地：川西市栄町25番1号「アステ川西」内

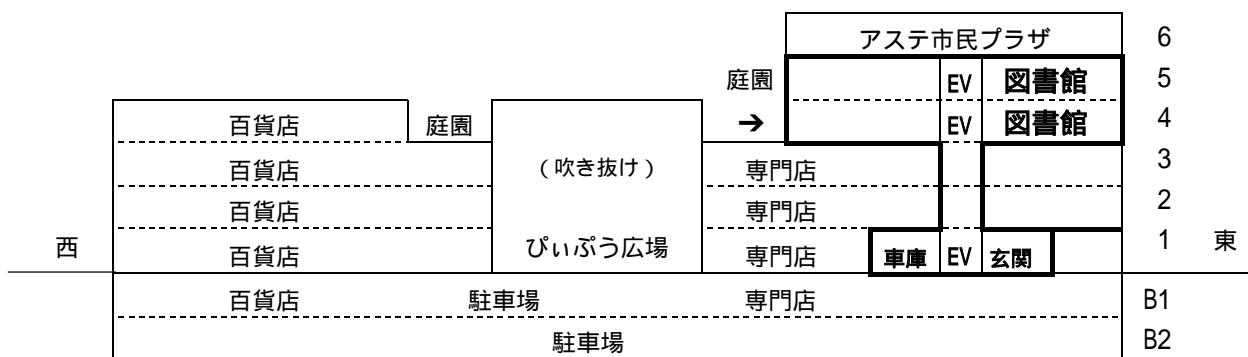
交通機関最寄り駅：阪急電車・能勢電車「川西能勢口」から徒歩3分
JR「川西池田」から徒歩5分

蔵書収容能力: 300,000 冊

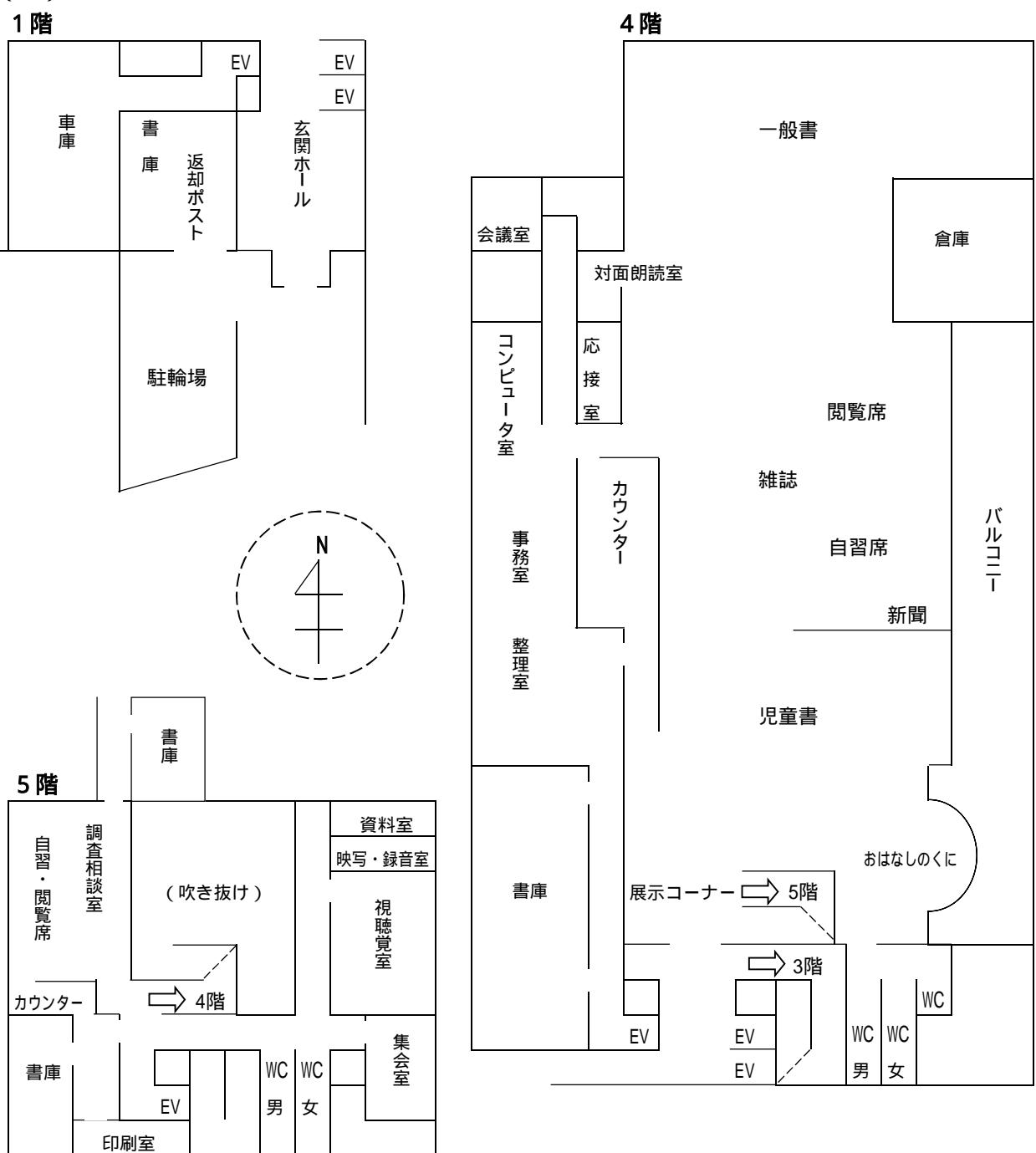
各階面積（鉄筋コンクリート造、地上6階・地下2階のうち占有部分、賃貸借契約部分）

階数	用 途	面 積 (m ²)	
B 1	エレベータピット	13.95	13.95
1	玄関ホール・通路他 閉架書庫・作業室 車庫	126.63 60.62 80.33	267.58
2	エレベータシャフト	12.25	12.25
3	エレベータシャフト	12.55	12.55
4	事務室・管理室 閉架書庫 閉架書庫 対面朗読室 通路他	230.44 1,238.80 112.04 9.36 284.21	1,874.85
5	調査相談室・閉架書庫 閉架書庫 集会室 視聴覚室・資料室他 印刷室・通路他 倉庫（賃貸借契約）	201.53 64.66 50.21 171.33 230.76 57.58	776.07
6	エレベータ機械室	28.10	28.10
合計		2,985.35	

(2) アステ川西の構成



(3) 図書館の各階配置



3 組 織

(令和7年4月現在)

経営管理		運営管理	
統括・総務	組織構成		業務構成
	係	職員数(司書数)	(条例施行規則第2条各号による)
館長・主幹 図書館協議会	資料担当	区分 5(司書5) 区分 4(司書4)	1号業務(資料収集等) 4号業務(相互貸借等) 5号業務(読書案内等) 6号業務(郷土資料等) 10号業務(図書館行事)
	奉仕担当	主査 1(司書1) 区分 3(司書3) 区分 2(司書2)	2号業務(個人貸出) 3号業務(団体貸出) 8号業務(障がい者サービス) 13号業務(子ども読書活動)
	庶務担当	主任 1(司書0) 主事 1(司書0) 区分 2(司書1)	7号業務(図書館年報等) 9号業務(施設利用提供) 11号業務(登録グループ) 12号業務(公民館連携) 14号業務(図書館協議会) その他庶務
	総務管下	窓口業務等区分 6(司書0)	窓口業務等補助
職員構成 27人	正規職員 5人 (司書2人) 会計年度任用職員区分 8人 (司書8人) 会計年度任用職員区分 14人 (司書7人)		

4 業 務

業 務 日 等	開 館 (2 8 6 日)	月曜日及び水曜日から金曜日まで : 午前 10 時 ~ 午後 7 時 5 階は午後 5 時まで 土曜日・日曜日及び祝日 : 午前 10 時 ~ 午後 5 時
	休 館 (7 9 日)	火曜日 (祝日と重なる場合はその翌日) 月末整理 : 每月末、12月28日 (火・土・日曜日・祝日と重なる場合はその日以外において月末に最も近い日) 年末・年始 : 12月29日 ~ 1月3日 特別整理 : 2週間以内
	ア ク セ ス	電話 : 072-755-2424 ファクシミリ : 072-755-2458 ホームページ : https://www.lics-saas.nexs-service.jp/kawanishi/
主 な 業 務	個 人 貸 出	利用資格 : 川西市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・三田市・猪名川町・池田市・豊能町に住所のある人 川西市内の事業所に勤務する人 川西市内の学校・幼稚園・保育所又は宝塚大学に在籍する人 貸出内容 : 図書 12 冊・CD 2 点まで / 2 週間以内 (ただし ライブメディア DAISY 図書は図書 12 冊の範囲内で 2 点まで) 川西市に在勤・在学以外の池田市・豊能町に住所のある人は、図書 5 冊まで / 2 週間以内
	身体障がい者	郵送貸出 : 身体障害者手帳 1 ~ 3 級を交付されている市内居住者 (15 冊まで / 4 週間以内) 対面朗読 : 視覚障がいのある市内居住者への対面朗読室での図書の朗読 点訳・音訳 : 視覚障がいのある市内居住者へ希望図書の点訳または音訳 ディジタル図書再生機の貸出 : 視覚障がいのある市内居住者で、機器を持たない人へ貸出 (3 ヶ月前から申込・4 週間以内、なお貸出返却に来館できる人に限る)
主 な 業 務	団 体 貸 出	利用資格 : 市内の団体・学校園等 (登録が必要) 冊数・期間 : 200 冊まで / 8 週間以内
	レファレンス	5 階専用カウンター及び館内・電話等での調査相談
	相 互 貸 借	阪神 6 市 1 町立・県立・国立国会等図書館からの所蔵資料借受
	図 書 の 予 約	館内窓口、館内利用者端末、インターネット、公民館から予約可 (ただし、館内窓口や館内利用者端末からの予約は貸出中の図書のみ)
	複 写	館内資料の複写 (有料)
	図書館だより (広報)	「ほっと HOT 」(月刊) : 行事・トピック・書評 「コロボックル」(季刊) : こども向けの行事・トピック 「新着案内」(月刊) : 新着図書の抜粋紹介、約 100 冊
	施 設 の 利 用	集会室・視聴覚室 : 図書館運営に即した活動 (登録が必要) 自習席 (20 席) : 図書館カードが必要 情報検索用端末 (2 台) : 5 階調査相談室にあり・申込制 1 回 1 時間 公衆無線 LAN (Wi-Fi) : 1 回 1 時間 (申込不要)
	電 子 図 書 館	利用資格 : 川西市に住所のある人、市内の事業所に勤務する人、市内の学校・幼稚園又は保育所に在籍する人 貸出内容 : 電子書籍 3 冊 / 2 週間以内

5 図書館協議会

(1) 委員構成 定数：10人以内（委員任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日）

区分	氏名	職業等	役職
学識経験のある者	中村 恵信	大学非常勤講師 他	会長
社会教育の関係者	三善 知子	社会教育委員	
	倉橋 滋樹	社会教育委員	
	澤江 功子	音訳ボランティア	
家庭教育の向上に資する活動を行う者	中村 康子	子育て支援ボランティア	副会長
	藏原 亜紀	子育て支援NPO法人代表	
学校教育の関係者	土本 純平	市立小学校長	
	伊豆 崇	市立中学校長	
	清家 淳子	市立認定こども園副園長	

令和7年3月31日現在

(2) 開催状況

開催年月日	協議事項
令和6年8月5日(月)	令和5年度事業報告について(報告) 令和6年度図書館予算・運営方針について(協議)
令和6年12月18日(水)	令和5年度事業報告について(報告・追加説明) 利用者アンケートの実施について(協議)
令和7年3月3日(月)	利用者アンケートについて(協議)

6 予算・決算

(単位：円)

	令和6年度当初予算額	令和6年度決算額	令和5年度決算額
(目)06図書館費	215,309,000	225,876,802	246,448,109
01人件費	53,103,000	67,745,950	48,086,002
02図書館運営事業	109,564,000	106,747,098	145,067,213
うち資料費	23,267,010	23,463,455	21,612,749
03図書館施設維持管理事業	52,642,000	51,383,754	53,294,894
臨時の経費(補助金・繰越明許など)	0	0	0
うち資料費	0	0	0

7 図書館資料

(1) 蔵書数

(各年度末現在)

年度	計	一般書	児童書	C D	D V D	点字図書	録音図書		マルチ メディア デイジー	エプロン シアター
							T	D		
R6年度	297,460	224,795	67,401	3,615	459	525	417	142	40	66
増減	5,839	3,864	1,784	3	86	101	3	2	0	0
購入	8,959	6,835	2,079	16	6	15	0	8	0	0
寄贈	164	93	55	0	3	13	0	0	0	0
除籍	14,962	10,792	3,918	19	95	129	3	6	0	0
R5年度	303,299	228,659	69,185	3,618	545	626	420	140	40	66
R4年度	319,073	244,991	68,592	3,684	535	609	429	128	39	66

児童書：紙芝居を含む

点字図書・録音図書：タイトル数

点字図書の「購入」欄は自館作成数、「寄贈」欄はサピエダウンロード数を含む

録音図書の内訳：「T」はテープ図書、「D」はDAISY

(2) 分類別蔵書数

図書

(令和6年度末現在)

区分 分類	合計		一般書		児童書	
	冊数	構成比(%)	冊数	構成比(%)	冊数	構成比(%)
0 ~ W 合計	292,196	100.0	224,795	100.0	67,401	100.0
0 総記	6,283	2.2	5,762	2.6	521	0.8
1 哲学・宗教	10,326	3.5	9,890	4.4	436	0.7
2 歴史・地理	22,385	7.7	20,403	9.1	1,982	2.9
3 社会科学	28,462	9.7	26,617	11.8	1,845	2.7
4 自然科学・医学	16,346	5.6	12,692	5.6	3,654	5.4
5 技術・家政学	14,245	4.9	12,943	5.8	1,302	1.9
6 産業	5,547	1.9	4,707	2.1	840	1.2
7 芸術・スポーツ	20,758	7.1	18,665	8.3	2,093	3.1
8 言語	4,147	1.4	3,622	1.6	525	0.8
9 文学	60,370	20.7	36,332	16.2	24,038	35.7
F 日本近代小説	60,635	20.8	60,635	26.9	-	-
M 日本近代隨筆	8,031	2.7	8,031	3.6	-	-
C 郷土資料	4,507	1.5	4,496	2.0	11	0.0
E 絵本	28,756	9.8	-	-	28,756	42.7
W 紙芝居	1,398	0.5	-	-	1,398	2.1

区分		点数	構成比(%)
赤	クラシック	941	26.0
黄	ポピュラー	1,841	50.9
青	その他の音楽	588	16.3
緑	音楽以外	245	6.8
合計		3,615	100.0

(3) 新聞・雑誌

区分	点数	タイトル
公報	2	広報かわにし・かわにし市議会だより
新聞	10	朝日・読売・毎日・神戸・産経・日経・毎日小学生
		スポーツニッポン・The Japan Times・点字毎日
雑誌	122	(タイトルは次ページに記載、うち寄贈 AMAZON他9誌)
合計	134	

(4) 雑誌タイトル(令和6年度:122タイトル)

令和7年4月1日

ア	AERA アニメージュ あまから手帖 <u>AMAZON</u>	月刊NEWSがわかる 月刊バスケットボール 月刊バレーボール 月刊部落解放 現代詩手帖	ソ <u>宇宙(そら)のとびら</u>	ヒ PHP <u>ひととき</u> BE-PAL
イ	一枚の繪 一個人	コ 航空ファン <u>皇室</u>	タ たくさんのふしき 卓球王国 ダ・ヴィンチ 短歌	フ 婦人画報 婦人公論 <u>武道</u> PriPri プレジデントFamily 文学界 文藝春秋
ウ	WILL <u>Wedge</u> 美しいキモノ	こどもとしょかん 子どもと本 こどものとも こどものとも0.1.2 こどものとも年少版 こどものとも年中向き	チ <u>地域づくり</u> <u>地域防災</u> ちいさな かがくのとも 中央公論	ヘ Baby-mo Pen
エ	エコノミスト NHKきょうの健康 NHKきょうの料理 NHK趣味の園芸 NHKすてきに ハンドメイド FQJAPAN	GOLF DIGEST 暮ワールド	テ 鉄道ピクトリアル 天然生活	ホ Voice
オ	オール讀物 オレンジページ 音楽の友	サ サッカーマガジン SAVVY サライ サンキュ! サンデー毎日	ト <u>図書</u>	マ <u>MAMOR</u>
カ	会社四季報 かがくのとも 家庭画報	シ JTB時刻表 思想 週刊ダイヤモンド 週刊東洋経済 週刊文春 週刊ベースボール ジュリスト 将棋世界 小説現代 小説新潮 新潮	ナ Number	ミ ミステリマガジン ミュージカル
キ	季刊人権問題 キネマ旬報	ス スクリーン すばる 墨 相撲	ニ 日経Woman 日経エンタテインメント 日経サイエンス 日経トレンド 日経PC21 日経ビジネス 日経ヘルス 日経マナー NEWTON	メ MEN'S NON-NO
ク	クーヨン 暮らしの手帖 クロワッサン 群像	セ 正論 世界	ノ non-no ノジユール	モ MOE モダンリビング
ケ	芸術新潮 月刊自家用車 月刊社会教育 月刊天文ガイド		ハ 俳句 母の友 ハルメク 25ans	ヤ やさい畠 山と渓谷
				ラ ラジオ深夜便 ランナーズ
				リ LEE
				レ 歴史街道
				ワ 和樂

下線は寄贈雑誌

は休刊等により受入終了

8 利用状況

(1) 登録者数

年齢別

	令和6年度末現在		各年度末現在		
	合計	構成比 (%)	R5年度	R4年度	R3年度
総数 (有効期限内登録者数)	52,540 (26,320)	100.0	53,362 (25,756)	58,334 (25,931)	55,710 (21,067)
うち児童	2,383	4.5	2,487	2,519	2,532
6歳以下	524	1.0	552	526	506
7~12歳	1,859	3.5	1,935	1,993	2,026
うち一般	50,157	95.5	50,875	55,815	53,178
13~15歳	1,472	2.8	1,554	1,738	1,857
16~18歳	2,133	4.1	2,191	2,336	2,213
19~22歳	3,278	6.2	3,392	3,721	3,738
23~29歳	6,054	11.5	6,041	6,431	5,901
30~39歳	5,998	11.4	6,078	7,034	6,689
40~49歳	7,328	13.9	7,754	8,862	8,824
50~59歳	7,968	15.2	7,987	8,571	7,817
60~69歳	5,279	10.1	5,217	5,589	5,467
70歳以上	10,647	20.3	10,661	11,533	10,672

有効期限内登録者数：登録利用者の内有効期限内（3年間）の実入数

総数：年度末に6年間利用のない登録者を削除。

居住地別（総数の内訳）

（令和6年度末現在）

	川西市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	三田市	猪名川町	池田市	豊能町
登録者数	37,157	380	489	26	909	9,487	221	1,486	2,078	307
構成比 (%)	70.7	0.7	0.9	0.1	1.7	18.1	0.4	2.8	4.0	0.6

川西市登録者数には在勤・在学者数を含む

<参考> 阪神7市1町立図書館の貸出登録者数

阪神地区公共図書館協議会資料より（令和6年度末現在）

登録館	住民		芦屋市	西宮市	尼崎市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市	猪名川町	合計
芦屋市立	登録者数		1,996	120	28	49	7	10	3	2,213	
	有効登録者数		1,371	69	15	25	2	6	0	1,488	
西宮市立	登録者数	2,875		2,802	438	2,892	128	145	23	9,303	
	有効登録者数	1,482		1,450	189	1,383	50	77	10	4,641	
尼崎市立	登録者数	558	6,670		4,143	1,089	497	241	75	13,273	
	有効登録者数	44	338		222	49	19	9	5	686	
伊丹市立	登録者数	56	1,281	8,650		6,884	1,984	116	123	19,094	
	有効登録者数	23	478	4,142		2,875	804	47	33	8,402	
宝塚市立	登録者数	45	2,145	187	495		500	92	34	3,498	
	有効登録者数	26	1,407	103	323		307	44	21	2,231	
川西市立	登録者数	26	489	380	909	9,487		221	1,486	12,998	
	有効登録者数	2	76	75	149	2,461		28	255	3,046	
三田市立	登録者数	14	519	36	28	193	46		43	879	
	有効登録者数	6	265	14	10	101	18		17	431	
猪名川町立	登録者数	10	92	84	179	1,340	25,706	165		27,576	
	有効登録者数	0	9	12	19	269	5,209	23		5,541	
合計	登録者数	3,584	13,192	12,259	6,220	21,934	28,868	990	1,787	88,834	
	有効登録者数	1,583	3,944	5,865	927	7,163	6,409	234	341	26,466	

有効登録者数：令和6年度内に図書館を利用した登録者数。自動車図書館分も含む。新規登録者のことではない。

(2) 貸出者数

世代別

(人)

	合計	~12歳	~19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代~
R6年度	203,471	11,561	8,263	5,155	14,664	25,830	38,441	36,467	63,090
R5年度	199,204	11,604	8,064	5,108	14,351	26,426	37,850	34,054	61,747
R4年度	200,919	11,394	9,351	4,881	14,915	28,718	37,483	32,636	61,541

居住地別：上記「合計」の内数

(人)

		川西市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	三田市	猪名川町	池田市	豊能町
R6年度	計	157,974	1,260	1,045	3	2,347	34,610	543	2,075	2,961	653
	~12歳	9,856	5	1	0	40	1,489	0	13	155	2
	13歳~	148,118	1,255	1,044	3	2,307	33,121	543	2,062	2,806	651
R 5 年 度	155,816	1,081	1,154	0	2,439	32,588	490	1,984	3,007	645	
R 4 年 度	156,396	1,211	1,284	11	2,313	33,131	515	2,186	3,180	692	

(3) 貸出冊数

貸出冊数

(冊)

	合計	一般書	児童書	雑誌	C D	点字 図書	録音図書	
							テープ	ディジー
R 6 年 度	575,660	413,478	140,564	16,656	4,549	191	213	9
R 5 年 度	583,922	418,543	142,651	17,370	4,998	131	164	65
R 4 年 度	599,866	433,195	144,480	16,048	5,895	128	33	87

注：一般書に相互協力、マルチメディアディジタルを含む

居住地別：上記「合計」の内数

(冊)

		川西市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	三田市	猪名川町	池田市	豊能町
R 6 年 度		447,490	3,462	2,800	12	7,429	98,106	1,467	5,192	8,305	1,397
R 5 年 度		457,982	3,142	3,015	0	7,417	95,919	1,499	4,785	8,592	1,571
R 4 年 度		468,617	3,594	3,714	35	7,115	99,459	1,365	5,152	8,959	1,856

(4) ベストリーダー

一般書

年度	順位	タイトル	著者	貸出回数
R6 年度	1	汝、星のごとく	凪良 ゆう	191
	2	52ヘルツのクジラたち	町田 そのこ	187
	2	ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人	東野 圭吾	187
	4	透明な螺旋	東野 圭吾	184
	5	白鳥とコウモリ	東野 圭吾	170
R5 年度	1	透明な螺旋	東野 圭吾	199
	2	ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人	東野 圭吾	191
	3	汝、星のごとく	凪良 ゆう	180
	4	52ヘルツのクジラたち	町田 そのこ	175
	5	白鳥とコウモリ	東野 圭吾	174

児童書

年度	順位	タイトル	著者	貸出回数
R6 年度	1	しろくまちゃんぱんかいに	わかやま けん	149
	2	だるまさんが	かがくい ひろし	145
	3	がたんごとんがたんごとんざぶんざぶん	安西 水丸	122
	4	地中世界のサバイバル 2	スウィートアクトリー	100
	5	こぐまちゃんありがとう	わかやま けん	85
R5 年度	1	しろくまちゃんぱんかいに	わかやま けん	140
	2	だるまさんが	かがくい ひろし	136
	3	がたんごとんがたんごとんざぶんざぶん	安西 水丸	113
	4	こぐまちゃんおはよう	わかやま けん	92
	5	地中世界のサバイバル 2	スウィートアクトリー	90

9 各種サービス

(1) 予約リクエスト

予 約 (件)

	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
予約合計	142,884	144,035	144,951	148,866
端末	13,076	13,672	13,876	14,469
O P A C	4,240	4,248	4,625	4,898
W E B	125,568	126,115	126,450	129,499

リクエスト (件)

	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
購入	2,711	2,722	2,709	2,821
借受	323	328	383	279

(2) レファレンス (件)

	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
面談	120	123	88	82
電話	16	3	4	7
合計	136	126	92	89

調査相談室のみの件数

(3) 相互貸借（借受／貸出の冊数）(冊)

	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
阪神6市1町	1,097/895	1,161/960	1,213/924	1,010/1,072
県立図書館	237/0	282/1	303/2	250/6
国立国会図書館	0/0	19/0	1/0	1/0
上記以外	275/296	346/346	433/304	374/311

阪神6市1町の内訳(令和6年度) (冊)

	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	三田市	猪名川町
借受	217	181	149	114	194	131	111
貸出	179	156	117	49	147	81	166

(4) 資料複写

複写の種類	R6年度	R5年度	R4年度
モノクロ	19,004	19,650	21,060
カラー	949	964	1,239
合 計	19,953	20,614	22,299

モノクロ: 10円/枚、カラー: 50円/枚

(5) 情報検索システム

	R6年度	R5年度	R4年度
利用人数	1,038	722	755
利用時間	926時間34分	601時間18分	613時間4分

平成19年5月から実施

(6) 障がい者サービス

貸 出 (郵送)

	R6年度	R5年度	R4年度
点字図書貸出(冊)	206	136	82
録音図書貸出(本)	1,435	1,980	1,672
墨字図書(冊)	208	285	360

図書館だより等の貸出しも含む

音 訳 サ ー ビ ス

	R6年度	R5年度	R4年度
対面朗読(件)	0	0	0
図書館だより等 録音数(タイトル数)	205	215	211

(7) 団体貸出

	R6年度	R5年度	R4年度
登録団体数	164	148	141
貸出冊数	42,540	34,568	35,031
うち「セットパック」による貸出冊数	27,128	25,608	26,308

「セットパック」とは、団体が希望するジャンルと冊数に合わせて図書館職員が選書して送付を行っているもの。平成19年11月から実施

(8) 公民館図書室への配達

	R6年度	R5年度	R4年度
配達冊数	47,456	49,878	51,820

平成19年8月11日から実施

(9) 登録グループ

グループ名	活動内容	活動回数
子育て支援グループ いないいないばあ	子どもの本を通しての子育て支援。 子育て中の母親達への子どもの本の勉強会 親子向け行事「絵本であそぼう！」開催 読み語り、ブックトーク・ブックコマーシャルの勉強会。	13回
おはなしポムポム	子どもたちと、絵本やおはなし会を楽しむ。 月2回の学習会、保育園や図書館での読み聞かせ。	17回
川西おはなしの会 ひばり	読み聞かせ・ストーリーテリングの勉強会。 図書館で年1回「大人が楽しむおはなし会」の開催。	17回
川西の古文書と歴史に親しむ会	川西の古文書と歴史に親しむ。 古文書を読める力をつけ、川西と周辺の歴史を解明する。	20回
早春本句会	作句を持ち寄り、毎月1回の句会を開催。	16回
文学グループ パトスの会	毎月1冊ずつ本を読みながら大学の先生とともに文学を学ぶ。	12回
北摂児童文学会	童話の創作。 年1回 同人誌「しゃらりん」発行。	11回
朗読同好会「草笛」	朗読の技術・表現力の習得。 年1回「初夏の朗読サロン」を開催。月2回講師を招き講座開催。	22回
和音15	新聞および図書等の音訳活動を通じて視覚障害者のサポートを行う。	21回

活動回数：中央図書館での活動回数

(10) ボランティアグループ

グループ名	活動内容	活動回数
点訳ボランティア	点字図書を作成。	48冊
音訳ボランティア	主に新聞の録音図書の作成や、対面朗読を行う。	191枚 0件
KLひなぎく	主に郷土資料のデイジー図書を作成。	14冊
ちよこっとボランティア	開館時間前に本の配架、書架の整理を行う。	1,206回
おはなしボランティア たんぽぽ	おはなしのくになどで読み聞かせやストーリーテリングなどを行う。	76回

活動回数：中央図書館での活動回数 点訳ボランティアは作成図書の冊数

音訳ボランティアは作成した資料数と対面朗読の件数

10 電子図書館

(1) 利用状況

(各年度末現在)

	登録者数	ログイン数	貸出点数	閲覧数	予約数
令和6年度	57,203	21,510	16,030	31,604	4,472
	うち学校連携	11,907	11,428	18,985	3,479
	うち実利用者数	4,837	1,192	1,281	825
令和5年度	56,071	18,521	13,116	24,807	3,746
令和4年度	60,662	16,001	10,967	22,787	2,355

令和4年8月より学校連携開始。

(2) 蔵書数

コンテンツ数

(各年度末現在)

	令和6年度		令和5年度	
	タイトル数	ライセンス数	タイトル数	ライセンス数
商用コンテンツ	ライセンス販売型	790	1,031	619
	期間限定型	905	911	444
	期間内読み放題型	2,421	0	2,333
	制限なし	8,950	0	8,048
独自資料	ライセンス制限なし	13	0	12
合計		13,079	1,942	11,456
				1,310

分類別

(各年度末現在)

分類	区分		令和6年度		令和5年度	
		区分	タイトル数	構成比(%)	タイトル数	構成比(%)
0 ~ W 合計	13,079		100.0		11,456	100.0
0 総記	199		1.5		189	1.7
1 哲学・宗教	224		1.7		211	1.9
2 歴史・地理	476		3.6		424	3.7
3 社会科学	996		7.6		970	8.5
4 自然科学・医学	282		2.2		242	2.1
5 技術・家政学	341		2.6		232	2.0
6 産業	128		1.0		117	1.0
7 芸術・スポーツ	924		7.1		851	7.4
8 言語	149		1.2		141	1.2
9 文学	8,399		64.2		7,519	65.6
児童	931		7.1		548	4.8
独自資料	13		0.1		12	0.1
分類なし	17		0.1		0	0.0

11 年間行事等（令和6年度）

(1) 定期集会活動

行事	実施日（対象者）	回数	参加者数（延べ）
ビデオ映写会	年数回実施	5回	121人
おはなしのくに	毎月 第1～4土曜日（乳児・幼児・児童）	76回	1,107人

(2) 展示

月例展示：展示コーナー「読んでみませんか？」において、図書などの展示を行う

実施月	テーマ	実施月	テーマ
4月	香りを楽しむ	10月 11月	うつし世は夢～江戸川乱歩生誕130年～
5月	子どもの発達と教育		
6月	紙幣に登場した人・モノ・動物	12月	あなたにおくる手紙
7月 8月	川西市にまつわる本と郷土作家 70年間の作家とベストセラー	1月 2月	短歌入門
9月	スポーツと健康	3月	シン・

特別展示等

行事	実施日	内容
安田夏菜 特別展示	5/1～5/30	原作作品「むこう岸」のドラマ化記念特集として、著作を展示
教科書展示会	6/14～6/29	川西市立・猪名川町立の小・中学校で使われる教科書の見本などを展示
かわにし人権・平和展	8/1～8/29	戦争・平和に関する本やパネルを展示
70周年モニュメント・三ツ矢サイダー展示	8/1～8/30	三ツ矢の塔のある平野地区のジオラマと周年記念マンホールの展示
環境フェスタ関連展示	10/2～10/14	10/12に開催の環境フェスタにちなみ、環境や自然保護に関する本を展示
相続登記義務化等にかかる企画展示	2/1～2/22	令和6年4月から相続登記申請の義務化にちなみ、相続登記や遺言に関する本を展示

(3) リサイクル展

行事	実施日	内容	参加人数等
リユースコーナー設置	開館日	図書館で不用となった図書・雑誌を図書館利用者に無償譲渡	4,173冊

(4) 児童サービス

行事	実施日	内容	参加人数等
こどもの読書週間行事	4/24～5/12	「メグミくんとトモちゃんのおたのしみ袋（ぶっくろ）」 DVD映写会「ノンタン　まいごはだ～れ？」	おたのしみ袋 141袋貸出 映写会 22人
夏休み行事「おーい、おいでよ！」	7～8月	「図書館の仕事を体験してみよう！一日図書館員体験」 DVD上映会「岬のマヨイガ」「はらべこあおむし」 人形劇「It's mini mini show time」	図書館員体験 6人 上映会 42人 人形劇 24人
読書週間行事	10/27～11/9	「えらんでかりよう！メグミくんとトモちゃんのおたのしみ袋（ぶっくろ）」 DVD映写会「映画 ざんねんないきもの事典」	おたのしみ袋 141袋貸出 映写会 3人
英語で読み聞かせ	4/28, 5/19, 6/23, 7/28, 8/25, 9/29, 11/3, 12/8, 1/19, 3/9	川西市の国際交流員と市内小・中学校のALT講師による英語での絵本の読み聞かせ	計318人

(5) 障がい者サービス

行事	実施日	内容	参加人数等
バリアフリー上映会	11/24	「老後の資金がありません！」音声ガイド、日本語字幕付	56人

(6) 見学・実習

行事	実施日	対象	参加人数等
社会見学	5~1月	市内小学校 2年生・3年生、高校 3年生対象	18校 1,269人
図書館の学校	10月	市内小学校 2年生	1校 64人
就業体験	7月	県立猪名川高校	1校 2人
トライやる・ウィーク	5~12月	市内中学校 2年生対象	6校 12人

(7) 子どもの読書活動推進協議会主催講座等

事業名	実施日	内容	参加人数等
ブックスタート用図書の配布	3月	3冊選定し、59カ所の保育所等に配布	385冊

川西市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成2年12月25日

条例第21号

改正 平成12年3月29日条例第1号

平成24年3月27日条例第17号

令和5年3月27日条例第2号

(設置及び目的)

第1条 図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、川西市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川西市立中央図書館	川西市栄町25番1号

(職員)

第3条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼす行為をし、又はそのおそれのある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(集会室及び視聴覚室の利用)

第5条 図書館の集会室又は視聴覚室(以下「集会室又は視聴覚室」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 市長は、集会室又は視聴覚室の利用の目的が次の各号のいずれかに該当するときは、集会室又は視聴覚室の利用を許可しないものとする。

- (1) 図書館業務と目的を異にするとき。
- (2) 風紀を害し、秩序を乱すとき。
- (3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室又は視聴覚室の利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用者がこの条例に違反したとき。

(2) 利用の目的が許可のときと異なったとき。

(3) 災害その他の事故により、集会室又は視聴覚室の利用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、図書館運営上、市長が特に必要と認めたとき。

(図書館協議会)

第8条 図書館に川西市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月27日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に川西市図書館協議会の委員である者は、この条例による改正後の第8条第3項の規定に該当する者とみなす。

付 則(令和5年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、第2条から第6条までの規定による改正前のそれぞれの条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により川西市教育委員会が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの及び改正前の条例の規定により川西市教育委員会に対して行われた申請その他の行為でこの条例の施行の日以後に処理されることとなるものは、それぞれ第2条から第6条までの規定による改正後のそれぞれの条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定により市長が行った処分その他の行為及び改正後の条例の相当規定により市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

令和5年3月31日

規則第28号

目次

- 第1章 総則(第1条 第5条)
- 第2章 図書館資料の収集と除籍(第6条 第9条)
- 第3章 個人貸出し(第10条 第18条)
- 第4章 団体貸出し(第19条 第24条)
- 第5章 電子図書館サービス(第25条)
- 第6章 障害者サービス(第26条)
- 第7章 図書館施設の利用(第27条 第29条)
- 第8章 公民館及び学校等との連携(第30条 第32条)
- 第9章 図書館資料の複写(第33条)
- 第10章 川西市図書館協議会(第34条 第37条)
- 第11章 補則(第38条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年川西市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 川西市立図書館(以下「図書館」という。)は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、雑誌、新聞、記録、視聴覚資料(コンパクトディスク、ビデオ等をいう。)その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理、保存及び提供並びにこれらの資料の必要な除籍
- (2) 図書、雑誌、紙芝居及びコンパクトディスク(以下「個人貸出資料」という。)の個人貸出し
- (3) 図書、雑誌、紙芝居及びビデオ(以下「団体貸出資料」という。)の団体貸出し
- (4) 図書館資料の相互貸借その他図書館相互の協力等
- (5) 読書案内、読書相談及び調査相談

- (6) 郷土資料、地方行政資料及び市民生活に関する資料の収集及び提供
- (7) 図書館年報その他の刊行物の発行並びに蔵書情報の整理及び提供
- (8) 身体障害者の図書館の利用援助
- (9) 視聴覚室、集会室その他図書館施設の利用提供
- (10) 読書会、読み聞かせ会、資料展示会、鑑賞会、講演会、研究会その他の図書館設置目的にかなう行事等の開催及び援助
- (11) 生涯学習に継続的に取り組むなかで図書館活動に参加する図書館登録グループの活動の奨励
- (12) 公民館図書室との業務の連携
- (13) 子どもの読書活動の推進及び当該読書活動に係る学校(幼稚園及び認定こども園を含む。以下同じ。)、保育所その他関係機関等との連携
- (14) 川西市図書館協議会の庶務
- (15) 前各号に掲げるもののほか、図書館活動の推進のために必要な業務
(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日及び水曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで
- (2) 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) 午前10時から午後5時まで

2 市長が必要と認めるときは、前項に定める開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日。ただし、火曜日が休日に当たるときは、その翌日以後最初の休日でない日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (3) 館内整理日 1月から11月までの月の末日及び12月28日(その日が第1号に掲げる日又は土曜日、日曜日若しくは休日に当たるときは、これらの日以外で当該月において末日に最も近い日)
 - (4) 特別整理期間 每年2週間以内で市長が定める期間
- 2 市長が必要と認めるときは、前項に規定する休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館することができる。
- (利用規程)

第5条 市長は、この規則に定める主要な事項を内容とする図書館の利用に関する規程を設け、もって利用者の円滑な図書館の利用に資するものとする。

第2章 図書館資料の収集と除籍

(収集等)

第6条 図書館は、市民の知る自由を保障する機関として、市民の資料要求に最大限にこたえるよう努め、とりわけ市民の読書等及び読書等を通しての課題解決に資するよう、基本的な図書その他図書館資料の収集に努めなければならない。

- 2 郷土資料、地方行政資料及び市民生活に関する資料は、川西市に関係するものを体系的に収集するよう努め、併せて関連する周辺地域に係る資料の収集にも留意するものとする。
- 3 図書館資料の収集に当たっては、図書館職員により構成する図書館資料選定の会議を設け、前2項の趣旨の具現を図るものとする。
- 4 前項の会議について必要な事項は、市長が別に定める。

(不用資料の除籍等)

第7条 市長は、図書館資料の適正な維持及び充実を図るため、次に掲げる図書館資料については、これを蔵書目録から除籍することができる。

- (1) 破損又は汚損が甚だしく補修が困難なもの
 - (2) 一定時間の経過によって資料的価値がなくなったと判断されるもの
 - (3) 一定時間の経過により利用がなくなった複本
 - (4) 新たに刊行されたもの等の入手によって代替が可能となった既刊の図書等
 - (5) 逐次刊行物で図書館が別に定める保存年限を経過したもの
- 2 市長は、前項の規定により除籍した図書館資料について、これを広く読書活動の推進等に資する観点をもって学校等に譲与するなどの再利用に努めるものとする。

(亡失資料等の除籍)

第8条 市長は、次に掲げる図書館資料は、これを蔵書目録から除籍するものとする。

- (1) 5箇年にわたって所在不明のもの
- (2) 災害等により消失したもの
- (3) 利用者の紛失又は長期未返却等により回収不能となったもの
- (4) 他の図書館等へ所蔵換えするもの
- (5) 合冊又は分冊によるもの

(資料の寄託及び寄贈)

第9条 市長は、資料の寄託又は寄贈を受けることができる。

- 2 寄託を受けた資料は、これを図書館その他公共施設等において、可能な範囲で活用に努めるものとする。
- 3 寄贈を受けた資料は、これを図書館において他の図書館資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

第3章 個人貸出し

(貸出しを受けられる者)

第10条 個人貸出資料の個人貸出しを受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 川西市内に住所を有する者
- (2) 川西市内の事業所に勤務する者
- (3) 川西市内の学校又は保育所に在籍する者
- (4) 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市及び猪名川町の区域内に住所を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、図書館長が特に必要と認めた者

(図書館カードの申請と交付)

第11条 個人貸出資料の貸出しを受けようとする者は、次項に定めるところにより、図書館カードの交付を受けるものとする。

- 2 図書館カードの交付申請は図書館(公民館図書室を含む。以下この項及び第13条第3項において同じ。)で受け付け、その手続は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前条各号に規定する資格の保持を証明できる書類を図書館窓口に提示すること。
 - (2) 図書館カード交付申請書に必要事項を記入し、これを図書館窓口に提出すること。
- 3 前項の規定により交付を受けた図書館カードは、これを第三者に貸与してはならない。

(貸出しの手続)

第12条 前条の規定により図書館カードの交付を受けた者は、これを貸出しを受けたい個人貸出資料とともに図書館の貸出窓口に提示することにより、その貸出しを受けることができる。

- 2 前項の規定により貸出しを受けた個人貸出資料は、これを第三者に貸与してはならない。
(図書館カードの有効期間と更新)

第13条 図書館カードの有効期間は、その交付を受けた日から起算して3年とする。

- 2 図書館カードの交付を受けた日から起算して3年を経過しない場合で、第10条各号に規定する資格を失ったときは、前項の規定にかかわらず、当該資格を失った時点で有効期間が満了する。
- 3 第1項の規定により図書館カードの有効期間が満了した者が図書館カードを更新しようとするときは、有効期間が過ぎた後、原則として1箇月以内に、当該図書館カードとともに第10条各号に規定する資格を証明する書類を図書館窓口に提示し、確認を受けなければならない。

(利用者の届出等)

第14条 図書館カードの交付を受けた者その他図書館の利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を図書館長に届け出るものとする。

- (1) 第10条各号に規定する資格を失ったとき。
 - (2) 申請時に登録した氏名、住所その他の事項に変更が生じたとき。
 - (3) 図書館カードを紛失したとき。
 - (4) 図書館資料を汚損又は紛失したとき。
- 2 前項第1号の届出に際しては、交付を受けていた図書館カードを市長に返還しなければならない。
 - 3 第1項第2号の届出に際しては、変更後の事項を証明する書類を図書館窓口に提示し、確認を受けなければならない。
 - 4 第1項第3号による届出をした者は、図書館カードの再交付を第11条第2項の規定に準じて市長に申請することができる。
 - 5 第1項第4号による届出をした者は、弁償その他の必要な対処をしなければならない。

(貸出しの期間及び数)

第15条 個人貸出資料の貸出期間は、1回の貸出しにつき2週間以内とする。

- 2 1人が貸出しを受けることができる個人貸出資料の数は、コンパクトディスクを除く資料は12点までとし、コンパクトディスクは2点までとする。ただし、公民館図書室で現に図書等の貸出しを受けている場合は、その図書等の数を差し引いた数とする。
- 3 特別整理のための休館その他の長期休館が始まる2週間程度前から前日までの期間においては、前2項の規定にかかわらず、貸出しの期間を延長し、及び貸出し資料の数を増やすことができる。

(貸出しの予約)

第16条 第11条の規定により図書館カードの交付を受けた者は、貸出しを受けたい個人貸出資料の貸出しの予約を図書館に申し込むことができる。ただし、個人貸出資料のうちコンパクトディスクについては、この限りでない。

- 2 前項の規定により予約を申し込んだ者は、貸出しの準備が整った旨の通知を図書館から受けた日から1週間以内に、原則として図書館に来館して当該資料を借り受けるものとする。ただし、当該期日を経過したときは、当該予約を解消したものとする。
- 3 第1項の規定により予約を申し込んだ者は、当該予約が必要でなくなったときは、直ちに予約の取消しを図書館に申し出なければならない。

(返却遅滞者への貸出禁止等)

第17条 図書館長は、第15条に規定する貸出期間を経過して、さらに4週間を過ぎても個人貸出資料を返却しない者に対しては、返却の督促を行うものとする。

- 2 図書館は、前項に規定する期間を超えて、なお個人貸出資料を返却しない者に対しては、別途新たに個人貸出資料の貸出しをすることができない。ただし、返却遅滞に特段の事情があると図書館長が認めたときは、この限りでない。

(閲覧及び保存のための図書館資料)

第18条 図書館資料のうち、図書館長が専ら館内において広く公衆の閲覧等に供することが適切と判断し、又は館内において専ら保存することが適切と判断するものについては、この貸出しを行わないものとする。ただし、次条に定める団体については、特別の事由により貸出しが相当と市長が認めた場合は、適切な条件設定の上で、ごく短期間に限って当該図書館資料の貸出しを行うことができる。

第4章 団体貸出し

(貸出しを受けられる団体)

第19条 川西市内の学校、保育所、民間文庫その他の市内の団体は、団体貸出資料の貸出しを受けることができる。

- 2 前項に定める団体のほか、第2条第11号に規定する図書館登録グループは、団体貸出資料の貸出しを受けることができる。

(団体図書館カードの申請と交付)

第20条 団体貸出資料の貸出しを受けようとする団体は、原則として年度当初に団体図書館カードの交付を図書館を通して市長に申請し、団体図書館カードの交付を受けなければならない。

(団体貸出しの手続)

第21条 前条の規定により団体図書館カードの交付を受けた団体は、図書館長が別に定める日時に図書館に来館し、必要な団体貸出資料を選定して団体図書館カードを提示することにより、貸出しを受けることができる。

(団体図書館カードの有効期間等)

第22条 団体図書館カードの有効期間は、その交付を受けた年度の末日までとする。

2 前項に規定する団体図書館カードの有効期間が終了した団体が次年度においても貸出しを受けようとするときは、第20条に定める手続を行わなければならない。

(団体貸出しの期間と数の制限等)

第23条 団体貸出資料の貸出期間は、1回の貸出しにつき8週間以内とする。

2 1団体が貸出しを受けることができる団体貸出資料の数は、200点までとする。

3 既に貸出しを受けている団体が新たに貸出しを受けようとするときは、貸出しを受けている団体貸出資料の合計が200点を超えない範囲内において、新たに貸出しを受けることができる。

4 第17条の規定は、返却遅滞団体への貸出禁止等について準用する。

(利用団体の届出等)

第24条 団体図書館カードの交付を受けた団体は、第14条の規定に準じて必要な届出を行うものとする。

第5章 電子図書館サービス

(電子図書館サービス)

第25条 図書館は、電子書籍(図書資料と同等の内容を有する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)であって、インターネットを通じて利用が可能なものをいう。以下同じ。)の利用を提供するサービス(以下「電子図書館サービス」という。)を行うことができる。

2 電子図書館サービスを利用することができる者は、図書館カードの交付を受けた者たち、第10条第1号から第3号に掲げるものとする。

3 貸出期間は、1回の貸出しにつき2週間以内とする。

4 電子図書館サービスで利用することができる電子書籍の数は、3点までとする。

5 電子図書館サービスを利用する者は、貸出しを受けたい電子書籍の貸出しの予約を図書館に申し込むことができる。

第6章 障害者サービス

(身体障害者への貸出サービス等)

第26条 図書館は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びこれに準ずる者で図書館長が必要と認めるものから次に掲げる事項の実施について申出があった場合は、これを実施するものとする。

- (1) 第11条第1項に規定する図書館カードの交付申請及び第12条第1項に規定する貸出しの手続を口頭若しくは文書で、又は代理人により受け付けること。
 - (2) 第15条第1項の規定にかかわらず、貸出期間を4週間までとすること。
 - (3) 第15条第2項の規定にかかわらず、1人が貸出しを受けることのできる個人貸出資料(コンパクトディスクを除く。)を15点までとすること。
- 2 図書館は、前項に定める者のうち、川西市の区域内に住所を有するものから次に掲げる事項の実施について申出があった場合は、これを実施するものとする。
- (1) 視覚障害者に対して図書館において図書等の対面朗読を行うこと。
 - (2) 視覚障害者に対し、本人が希望する図書等の点訳又は音訳を図書館が行い、これを提供すること。ただし、著作権者等の許諾が得られない図書等については、この限りでない。
 - (3) 障害の程度が3級以上の者で来館が困難なもの及びこれに準ずる者で図書館長が必要と認めるものに対し、本人が必要とする個人貸出資料を郵送等により届けること。この場合において、郵送等の費用は、図書館が負担するものとする。

第7章 図書館施設の利用

(図書館行事での利用)

第27条 市長は、図書館が、集会室、視聴覚室その他図書館フロア(読み聞かせコーナー、図書展示コーナー等をいう。)を含む図書館施設を利用して、第2条第10号に規定する行事又は図書館運営に必要な会議等を行うときは、その実施日等をあらかじめ定めるものとする。

(登録グループの利用手続)

第28条 第2条第11号に規定する図書館登録グループは、その活動のために集会室、視聴覚室その他図書館施設を利用しようとするときは、利用予定日の3箇月前から1箇月前までに、所定の申請書に施設利用計画書を添付したものを市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項による申請が第2条第11号に規定する活動に該当すると判断したときは、必要な図書館施設の利用を許可するものとする。

(その他の利用手続)

第29条 前2条に掲げるもののほか、集会室又は視聴覚室を利用しようとするものは、利用予定日の1箇月前から3日前までに、所定の書面をもって市長に申請しなければならない。

- 2 図書館は、前項の申請について市長が許可したときは、集会室又は視聴覚室を当該申請者の利用に供するものとする。

第8章 公民館及び学校等との連携

(公民館図書室との連携)

第30条 図書館は、公民館図書室の図書等の収集、整理、保存及び除籍について、並びに相互における個人貸出しに係る業務について、これらを公民館図書室と連携して実施し、もって利用者の利便に資するよう努めるものとする。

- 2 前項に定める連携に関し必要な事項については、市長が別に定める。

(図書館カードの共用等)

第31条 第11条第1項に規定する図書館カードは、公民館図書室の図書等の貸出しにおいても利用することができる。

(学校等との連携)

第32条 図書館は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)及びその実施に係る計画等に基づいて、学校、保育所その他関係機関等との相互の連携を図り、子どもの読書活動の推進に努めるものとする。

第9章 図書館資料の複写

(図書館資料の複写)

第33条 図書館は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内において、図書館資料の複写を行うことができる。

- 2 図書館資料を複写しようとする者は、これを図書館に申し出るものとする。
- 3 前項により図書館資料の複写を申し出た者は、図書館資料の複写のために必要な経費を負担しなければならない。

第10章 川西市図書館協議会

(会長及び副会長)

第34条 条例第8条の規定に基づく川西市図書館協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 会長は会務を総理して協議会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第35条 協議会は、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第2項に規定する職務を行う。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第36条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第37条 第41条から前条までに定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第11章 補則

(補則)

第38条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長の承認を得て図書館長が定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川西市立中央図書館公衆無線 L A N (W i - F i) サービス利用規約

(目的)

第1条 この規約は、川西市立中央図書館（以下「図書館」という。）が、来館者の図書館利用の利便性の向上を図るために整備した公衆無線 L A N (W i - F i) によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(サービス内容)

第2条 本サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、本サービスを利用して自己の機器をインターネットに接続することができる。

(利用場所及び利用時間)

第3条 本サービスの利用場所及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、利用時間については、図書館が必要と認めた場合は変更することができるものとする。

(1) 利用場所 図書館 4 階 館内南側部分

図書館 5 階 調査相談室、視聴覚室（解放時のみ）

(2) 利用時間 図書館の開館時間に準じる。1回の接続につき 1 時間までとする。

(利用者の資格)

第4条 利用者の資格は個人に限るものとし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、図書館が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(本サービスの利用)

第5条 本サービスの利用は、本規約に同意した利用者に対して認めるものとする。また、本サービスを利用するための図書館への申請等は不要とする。

2 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

3 本サービスの利用に際し、W i - F i 機能を搭載したパソコンやスマートホン等の通信端末（以下「端末」という。）端末に供給する電源及びWeb ブラウザ等は、利用者が準備するものとする。

4 本サービスを利用するための端末等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

5 本サービスへ接続する端末のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。

6 本サービスの利用者は、他の利用者の迷惑とならないよう十分に配慮して利用するものとする。

7 本サービスの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用の停止・取消)

第6条 図書館は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 第7条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号で掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と図書館が判断した場合

(禁止事項)

第7条 利用者は、本サービスを通じて次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の図書館利用者、第三者もしくは図書館の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の図書館利用者、第三者もしくは図書館の財産又はプライバシーを侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他の図書館利用者もしくは図書館に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 詐謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の図書館利用者や第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為、もしくはそのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はそれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (9) ゲーム・遊興・ネット動画・テレビ等の娯楽目的での利用や電子商取引での利用など、公共の施設では相応しくない行為
- (10) ユーザーID及びパスワードを不正に使用する行為
- (11) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用、もしくは提供する行為
- (12) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数の大量メールを送信する行為
- (13) 大容量のダウンロード・アップロードやファイル共有ソフトウェアの使用、バックアップ等、大量のデータを通信するおそれのある行為
- (14) 音声又は著しく大きな端末の操作音の発生による他の図書館利用者への迷惑行為

- (15) 営利目的のために行う行為
 - (16) 図書館の電源を利用する行為
 - (17) その他、法令に違反、もしくは違反するおそれのある行為または図書館が不適切であると判断した行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって図書館、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、すべての法的責任を負うものとし、図書館は一切の責任を負わないものとする。
- （運用の中止）

第8条 図書館は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの運用を中止できるものとする。

- (1) 本サービスのシステム保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常通りできなくなった場合
 - (3) 本サービスに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
 - (4) その他、図書館が、本サービスの運用上、一時的なサービスの中断が必要と判断した場合
- 2 本サービスの運用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、図書館は、一切の責任を負わないものとする。
- （免責等）

第9条 図書館は、本サービスのサービス内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その安全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 本サービスの提供、遅延、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報消失、利用者コンピュータのコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、図書館は一切の責任を負わないものとする。
- 3 電波の伝搬状況等による通信速度や品質等の低下、通信の断絶、図書館内の利用可能範囲について、図書館は一切の責任を負わないものとする。
- 4 本サービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。Wi-Fi接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフトウェア、Webブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、図書館は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、図書館は一切の責任を負わないものとする。
- 6 図書館は、本サービスの適切な利用を図るため、特定のアプリの使用および

Web サイトへの接続を制限することができるものとする。

- 7 図書館は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録することができるものとする。
- 8 図書館は、本サービスの利用に関し、法令又は政府若しくは裁判所の指示等により利用者の個人情報の開示を請求された場合は、当該請求の範囲内において当該個人情報を開示することができるものとする。
- 9 図書館は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更及び全部又は一部を廃止することができるものとする。

（本規約の変更）

第10条 図書館は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとする。

附 則

この規約は、令和3年2月1日から施行する。

令和7年度版

図書館年報

発行日 令和7年11月
編集・発行 川西市立中央図書館

〒666-0033

川西市栄町25番1号「アステ川西」内

TEL 072-755-2424

FAX 072-755-2458

<https://www.lics-saas.nexs-service.jp/kawanishi/>